

役員を選任・解任に係る方針

第1章 取締役の選任

第1条（取締役の選任手続き）

指名委員会は、第2条乃至第4条に定める取締役候補者の選定方針及び要件に基づき取締役候補者を審議し、取締役会の意見も踏まえた上、株主総会に上程する取締役の選任に係る議案の内容を決定します。

取締役会の独立性・客観性を担保するため、社外取締役については、独立性に関して当社が定める要件を満たすことを求めます。

第2条（取締役候補者の選定方針）

当社は、メルカリグループの持続的な成長と企業価値向上をめざした経営を推進するにあたり、取締役会による経営に対する実効性の高い監督を実現するために必要となる知識・経験・能力のバランス、多様性を取締役会全体として確保するため、適任と考えられる取締役候補者を選定します。

指名委員会は、取締役候補者の決定にあたり、取締役候補者の要件として、以下を考慮します。

- a. 「あらゆる価値を循環させ、あらゆる人の可能性を広げる」というグループミッションの達成に向けた経営をリードしていくための中核的な資質（コアスキル）を備えていること
- b. 経営方針・戦略に係る大きな方向性やミッション達成に向けて取り組むべき重点領域を多面的に議論するための専門性・経験を有していること

取締役会の多様性の観点から、ジェンダーバランスに配慮した取締役候補者の選定をします。そのため、指名委員会は、取締役候補者を選出する候補者群に、原則として、女性の候補者を含めます。

第3条（取締役候補者の要件）

全ての取締役候補者に求められるコアスキルは、以下の通りです。

- 「リーダーシップ」：企業、法律・会計事務所、政府機関等の組織運営において、ビジョンの提示・浸透、組織の変革、事業の成長などの様々な場面において優れたリーダーシップを発揮してきたこと
- 「ミッション達成への共感と貢献意欲」：メルカリのミッションに対する強い関心・共感とミッション達成を通じた企業価値向上に対して貢献する意欲を有していること

- 「カルチャー、バリューへの適性」：メルカリのカルチャーに共感し、3つのバリューを体現していく価値観や行動原理を有していること
- 「インテグリティと高い倫理基準」：確固たる倫理基準を持ち、いかなる状況・場面においてもインテグリティ（真摯さ、誠実さ）を最優先に職務を執行できること

各取締役候補者の役割に照らして発揮が期待される専門性・経験については、取締役会全体として多様な視点を確保し、経営環境の変化に適応しながら実効性の高い監督機能を発揮できる取締役会をめざして、具体的な項目を定めています。

- 社会課題の解決に向けたステークホルダーとの適切な協働を通じた持続的な成長と企業価値向上をめざすため、「企業経営」「サステナビリティ」「人材開発 / 組織文化醸成」「コーポレートガバナンス」「政策 / 渉外」を求めています。
- ミッション達成に向けた新たな市場やサービスの創出を促す観点から、「グローバルビジネス」「イノベーション / テクノロジー」を求めています。
- また、積極的かつ健全なリスクテイクを支えながら、社会からの信頼獲得に繋がる公正な企業活動を推進する観点から、「ファイナンス / 会計」「リスクマネジメント / コンプライアンス」を求めています。

第4条（再任者の選定方針）

取締役の再任候補者については、取締役会の連続性に加えて、在任期間における評価結果も勘案の上、判断いたします。

なお、社外取締役の再任候補者の選定にあたり、通算在任期間が6年を超える場合には取締役全員の同意を必要とします。

第2章 最高経営責任者（CEO）の選定

第5条（選定方針）

取締役会は、指名委員会の提案を踏まえて、以下の事項を考慮して、当社の最高経営責任者（CEO）を選定します。

- a. 極めて優れたリーダーシップを発揮できること
- b. 当社のカルチャーを自ら体現し、組織によるバリューの発揮を最大化できること
- c. 企業経営において豊富な経験、実績を有していること

第6条（後継者計画）

指名委員会は、CEOの後継者計画の策定に関与し、運用プロセスを継続的に監督します。

第3章 執行役の選任

第7条（選任手続き）

執行役は、CEOが選定した候補者を指名委員会に報告し、指名委員会において候補者の資質・能力を確認した上で、取締役会の決議によって選任します。

当社は、ジェンダー、年齢、経験、国際性などの多様性や経営チームとしてのバランスを意識して、執行役を選任します。

第8条（選定基準）

執行役の候補者は、以下の事項を考慮して選定します。

- a. 以下を通じて、経営者として中長期的な企業価値の向上やグループの成長への貢献が期待できること
 - グループ経営に特に重要な戦略策定や大胆な意思決定
 - 大きな事業成果の創出
 - グループの持続的な成長を支える組織開発
 - 後継者の発掘と成長支援
- b. 当社のカルチャーを自ら体現し、組織によるバリューの発揮を高められること

第4章 取締役および執行役の解任

第9条（取締役の解任手続き）

取締役に法令・定款違反、その他職務を適切に遂行することが困難と認められる事由が生じた場合、指名委員会は、必要に応じ審議の上、株主総会への解任議案の上程を決定する。

第10条（執行役の解任手続き）

執行役に法令・定款違反、その他職務を適切に遂行することが困難と認められる事由が生じた場合、取締役会は、審議の上、当該執行役の解任その他の処分について決定する。

第5章 改定

第 11 条 (改定)

本方針の改定は、指名委員会の決議によります。

社外取締役の独立性の判断基準

社外取締役の独立性の判断基準として、次の項目のいずれにも該当しないと判断される場合、独立性を有しているものと判断する。

1. 現在及び過去 10 年間に於いて当社又は当社子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行取締役、執行役その他の使用人（以下総称して「業務執行者」という）であった者。
2. 当社の総議決権数の 10%以上を直接もしくは間接に有する者又は法人の業務執行者。
3. 当社グループを主要な取引先とする者（a）もしくはその業務執行者又は当社グループの主要な取引先（b）もしくはその業務執行者
 - a. 当社グループから、相手方グループの年間連結売上高の 2%以上、又は、1 億円のいずれか高い額の支払いを受けていた取引先
 - b. 当社グループに対して、当社グループの年間連結売上高の 2%以上、又は、1 億円のいずれか高い額の支払いを行った取引先
4. 当社グループの会計監査人もしくはその社員等。
5. 当社グループから役員報酬以外に以下の基準を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士等。（当該財産を得ている者が、法人、組合等の団体である場合は、当該団体に属する者をいう）
 - a. （個人の場合）年間 1,000 万円以上
 - b. （団体の場合）団体の売上高の 2%以上
6. 当社グループから、年間で相手方の総収入の 2%、又は、1,000 万円のいずれか高い額を超える寄付、助成金を受けている者もしくはその業務執行者。
7. 過去 3 年間に於いて 2.から 6.に該当する者。
8. 配偶者又は二親等内の親族が、1.から 7.（重要でない者を除く）に該当する者。
9. その他、1.から 8.に該当しない場合であっても、一般株主全体との間に、恒常的な利益相反が生じるおそれがあると指名委員会が判断する者。